

**世田谷区立小学校PTA連合協議会**

**令和6年度 教育条件整備要望に対する回答書**

**令和6年2月29日  
教育委員会事務局**

### 1. 安心・安全な教育環境について

新型コロナウイルス感染症による制限が解除となっておりますが、学校生活は大きく変化し、子どもたちの学びも制限されています。子どもたちの学びを止めることなく、少しでも多くの希望を持って学校生活が送れるよう、新しい学びの構築、環境整備をお願いいたします。

また、昨今の異常気象により甚大な災害が増えるとともに、日常的な気象も確実に変化しています。子どもたちの安心・安全な教育環境の中で学校生活が送れるよう、早期の適切な対応をよろしく申し上げます。

特に、世小Pでは、ICT環境の整備・学校施設・設備関連・警備体制の早急な改善および継続を望みます。数年に渡る継続事項に関しましては、明確な事業実施までどのように検討されているのか現状の進行状況もお願いいたします。

【回答の方法】以下の①～③について、各項目につき明記をお願いいたします。③につきましては、計画されている予定を、可能な限り具体的にご回答をお願いいたします。

- ① 区における担当部署
- ② 現在（令和5年度）までの実績
- ③ 令和6年度以降の計画

要望事項	所管課	回答
<b>1-1 ICT環境の導入後の整備・オンライン授業の推進 【継続要望】</b>		
<p>子どもたちの端末適応能力に相応しい、積極的な利用に向けてメッシュWi-Fiを導入するなど校内通信ネットワークを早急に要望いたします。特別教室、体育館など、教室だけではなく小学校のどこでも新しい学びが充実することを願います。</p> <p>日常的なツールとして活用できるよう、今までの教育ツールを見直し、最適で効率的な学びのために、ペン等のデジタル教材の導入、ノートやプリントのペーパーレス化を要望いたします。</p> <p>さらに、学校と家庭との連絡手段は、ロイロノートやすぐる、紙など状況により様々となっておりますので、一元化を望みます。連絡だけではなく、学習面においても、保護者と学校でクラウド保管などにより共有できるシステムの導入を要望いたします。</p> <p>オンライン授業に向けた取り組みについて、緊急時ではなく日常的に学校でオンライン授業を受けることができるよう、学ぶことに場所を選ばない環境整備を要望いたします。また、教員には学習指導用パソコンを導入しiPadではカバーできない業務を推進いただくようお願いいたします。</p> <p>デジタルネイティブ世代を育成するにあたっては、ICT教育及びICT活用のさらなる充実を図るため、ICT支援員などの活用や、ICTに対応できる専任の先生の常勤を望みます。</p> <p>特に、低学年においては、ネットの危険性を理解できず遊び道具になっておりますので、ITリテラシーの強化を実施すること、持ち運びの負担を考慮してiPadを学校保管することを要望いたします。持ち運びが必要であれば、他機種への変更など軽量化のご検討をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTネットリテラシー教育の充実、教員用のタブレット配布、校内Wi-Fiの整備、専門教員の配置（若林、代田、松原、希望丘、千歳、山野、二子玉川、祖師谷）</li> <li>・ICT教育の見直し（山崎）</li> <li>・タブレットケースの軽量化（明正、桜）</li> </ul>	教育研究・ICT推進課	<p>【校内通信ネットワークの整備について】</p> <p>令和2年度中に全小中学校に高速大容量のインターネット接続が可能な環境と、普通教室及び特別支援学級教室を対象に学習用タブレット型端末を接続可能な無線Wi-Fiアクセスポイントを整備するとともに、令和3年度末に、特別教室や体育館等でもLAN差込口に接続するだけで使用可能な可搬型Wi-Fiアクセスポイントの追加整備を実施しております。</p> <p>今後、全ての特別教室でのWi-Fi利用に向け、財政部門と協議の上、順次、可搬型Wi-Fiアクセスポイントの追加整備を進めてまいります。</p> <p>一部、体育館等にLAN配線やLAN差込口がない学校がございますが、既存校でのWi-Fi環境拡充には配線や機器構成等のハード的な改修が伴うため、即時の整備が難しい部分もあることから、学校の改築や大規模改修に合わせ、財政部門と協議の上、順次進めてまいります。</p> <p>【教育ツールの見直し等について】</p> <p>教育ツールの見直しやペーパーレス化等については、児童・生徒の実態や教育内容に合わせ、学びの充実に向けて引き続き検討してまいります。</p> <p>【学校と家庭との連絡手段や学習内容の共有について】</p> <p>学校と家庭との連絡につきましては、連絡内容に応じてすぐるやロイロノート等により実施しております。</p> <p>また、保護者と学校での学習内容の共有につきましては、ロイロノートやTeams等により一部実施しております。</p> <p>これらのツールの将来的な統合の可能性につきましては、今後の検討課題としてまいります。</p> <p>【その他】</p> <p>学習用タブレット型情報端末（iPad）につきましては、学校内での様々な学習活動で使用するほか、家庭学習にも利用していただく観点から基本的に毎日、持ち帰りいただくとともに、翌日以降に支障なくご利用いただけるよう、ご家庭で充電の上、学校に持参いただくようお願いしております。</p> <p>一方で、iPadを日々の登下校で持ち運ぶことによる深刻な影響が懸念される場合等、状況によってはタブレット端末を学校で保管することもできますので、ご希望の場合は通学中の学校へご相談願います。</p> <p>端末の軽量化につきましては、今後の検討課題としてまいります。</p>
	教育指導課	<p>区では、現在策定を進めている「世田谷区教育の情報化推進計画（令和6年度～令和10年度）」（世田谷区ホームページ番号（以下「区HPページ番号」という）：207269 掲載資料「16.（仮称）世田谷区教育の情報化推進計画の素案について」）において、紙の教科書とデジタル教科書・教材（デジタル機器や情報端末向けの教材のうち、既存の教科書の内容と、それを閲覧するためのソフトウェアに加え、編集、移動、追加、削除などの基本機能を備えるもの）に関して、効果的な学びを実現するための最適な組合せや、教育上の効果について検証を進めることとしています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

<p><b>1-2 みんなで使えるジェンダーレストイレの設置とトイレ対策 【継続要望】</b></p>	
<p>SDGs 目標5にも掲げられているジェンダー平等の実現を踏まえ、これからの時代に必要不可欠なものと考え、ジェンダーレストイレの設置について要望いたします。特に有事の際、地域の避難所として小学校が開設された場合にも必要不可欠と考えますので全校への導入のご検討をお願いします。</p> <p>トイレについては、継続的に1-4の項目で、校舎などの改築・修繕にて、洋式トイレの家庭での一般化、老朽化による衛生面の悪化等から洋式トイレへの改装及び在籍児童の増加による増設、児童の活動に合わせた体育館や校庭、プール等へのトイレ設置について要望いたしました。今年度もトイレに関する要望が上がっていますので、施設の一部としてではなくトイレの対策として別途要望いたします。</p> <p>トイレの汚れから排泄を我慢、躊躇する子がいます。改修工事はされていても、清掃が行き届かないことがあり、清掃業者に入ることで、衛生面が改善され感染症対策として有効であると考えますので、清掃業者採用の検討をお願いいたします。</p> <p>トイレレイアウトについては、男女の入口を完全に分ける、中が見えないようにする、臭気があがらないようにするなど環境を考慮した改修を実施していただけるよう要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外トイレの改修、清潔なトイレへの改修、トイレの様式化、校庭、体育館のトイレ改修（松丘、笹原、塚戸、玉堤）</li> <li>・ウォシュレット化（中里、等々力）</li> </ul>	<p>ジェンダーレストイレの設置につきまして、改築校においては、原則、多機能トイレとは別に設置することとした上で、職員・来賓用と児童・生徒用をそれぞれ最低1ブース設置することを推奨とし、判断は教育委員会で行う。としているところです。</p> <p>また、既存校でトイレ改修を行う場合においては、多機能トイレの設置を含めて学校と協議を行い、限られたスペースのなかで、実現可能な対応方法について個別に検討していきます。</p> <p>トイレの洋式化につきましては、改築校においては大部分のトイレを洋式化するとともに、既存校の改修工事においては、各学校施設の状況を考慮しながら、レイアウトなど学校と協議のうえ、引き続き計画的に改修を行ってまいります。また、老朽化したトイレやプール棟のトイレにつきましても、同時期に行われる教室内部改修等の工事にあわせて、配管や機器等の更新を行ってまいります。</p> <p>なお、改修対象校の表記については、新年度の予算公表に先立ち、おしらせすることは難しく、大変申し訳ありません。いただきましたご要望につきましては、現地確認および学校とも協議を行い、必要に応じて設計等を行ってまいります。</p> <p>教育環境課 学校職員課</p>
<p><b>1-3 校内での感染症対策 【継続要望】</b></p>	
<p>学校での集団生活において、感染症対策を実施いただき感謝申し上げます。</p> <p>感染症対策において手洗いは重要であり、公共施設の多くが自動水栓となっているなか、小学校の手洗い場の自動水栓、オートソープディスペンサーは継続して要望いたします。</p> <p>児童の外遊びにともなう水分補給などで、水道水の使用が感染症対策として制限される現状を考慮して冷水器の設置を要望いたします。</p> <p>新型コロナウイルス以外で、今後新たな感染症が発生する可能性もあります。引き続き、集団生活を安心・安全に送れるよう、感染症対策を迅速、柔軟に対応できるよう周知徹底をお願いいたします。</p>	<p>安心・安全な学校生活を送れるよう、引き続き換気や手洗い、児童・生徒の健康観察などの基本的な感染症対策については日常的に行うよう周知徹底してまいります。</p> <p>また、オートソープディスペンサー等の感染症対策物品については、学校の希望に合わせ柔軟かつ迅速に購入設置等の対応ができるよう、学校側で用途を決められる予算を分割するなど引き続き対応してまいります。</p> <p>学校健康 推進課</p> <p>教育環境課</p> <p>手洗い場の自動水栓につきましては、トイレ内の手洗い水栓は改築、改修のタイミングにあわせて自動水栓化を行っております。</p> <p>また、既存校の手洗い場の水栓につきましては、令和4年度、5年度と設置を進めてきており、令和6年度までに各学校に6～8箇所ずつ、全校設置完了を予定しております。</p> <p>なお、改修対象校の表記については、新年度の予算公表に先立ち、おしらせすることは難しく、大変申し訳ありません。いただきましたご要望につきましては、現地確認および学校とも協議を行い、必要に応じて設計等を行ってまいります。</p>

1-4 校舎・体育館・校庭の改築・修繕 【継続要望】

未だ学校によって安全な学校生活に支障をきたしているところがあります。校舎の雨漏り、プールの老朽化、階段が滑りやすい、傘立てなどで廊下の安全確保が難しいなど、各校の現状に合わせて、早期の適切な対応をお願いいたします。加えて、学校施設に大幅な変更をする場合、方針を決定する前に、事前に保護者を始めとする関係者の意見を十分に聴取いただけるようお願いいたします。

学校施設整備の要望については、熱中症対策に多くの声があがっており、校舎・体育館の遮熱対策、空調設備の整備、校庭での日よけ設置やミストシャワーの設置を要望いたします。また、空調設備の整備に関して、交換や修理対応については、熱中症の危険回避のためにも、迅速に対応いただけるようお願いいたします。

また、環境に配慮した対策として、太陽光発電設備の設置、LED照明への変更を要望いたします。校舎・体育館の遮熱対策は熱中症対策だけではなく環境負荷を軽減し、空調の省エネルギー化を図れますので検討をお願いいたします。

学習環境整備として、個別指導のための教室や児童数が増加している学校もあることなどから増室の検討をお願いいたします。また、オープンスペース型の教室を取り入れる学校が増えてきておりますので、それらの事例をもとに子どもたちが学びやすい環境づくりを進めていただくよう要望いたします。

校庭について、現状のダスト舗装では、雨天後すぐに使用できないこと、乾燥し砂埃を発生させることなどから、人口芝の導入を要望いたします。

また、校庭に設置されている木製遊具については、経年劣化が進んでいるとの声がありますので、宮城での痛ましい事故事例を考慮して確認を実施し、新しい遊具の設置を要望いたします。

地震、水害などの自然災害時、避難所として機能する学校（特に体育館のバリアフリー化、非構造部分の耐久性など）となるよう、改善の検討をお願いいたします。

- ・体育館の空調設備増強（烏山、東玉川、三軒茶屋、桜町、中里）
- ・体育館の老朽化による建替、改修（三宿、烏山北、八幡、二子玉川、烏山北、八幡）
- ・校舎の老朽化による改築（山崎、弦巻、深沢、駒繁、駒繁、世田谷、経堂、武蔵丘、千歳台、深沢、九品仏、尾山台）
- ・校庭のクギ問題など校庭の整備（松原、三宿、山崎、明正、東玉川）
- ・バリアフリー対策（玉堤）
- ・学校周辺の整備（給田）
- ・プールの再塗装（二子玉川）
- ・エアコンの修理（中丸）
- ・給食室の最新化（尾山台）
- ・学校設備の充実（祖師谷）
- ・照明のLED化（三宿）

教育環境課

学校施設の改修工事につきましては、児童の安心・安全な学校生活を第一優先として、各学校の状況に応じて、教育環境やバリアフリー化へ配慮しつつ、進めております。なお、児童の安全確保に支障をきたす事象については、引き続き可及的速やかに対応してまいります。

校舎・体育館の暑熱対策につきましては、喫緊の課題と捉えており、普通教室等で設置から概ね20年を経過する空調設備について、令和5年度からの5年間で更新する計画としております。なお、令和6年度は、リース発注方式も取り入れて迅速に対応してまいります。

体育館の暑熱対策につきましても、順次必要な対策を講じてまいります。

あわせて、校舎・体育館照明のLED化についても計画的に進めてまいります。

学習環境整備につきましては、令和3年度から、35人学級への対応に伴う普通教室化改修工事を進めてきたところです。個別指導教室やオープンスペースの設置などより良い学習環境整備に向けて、限られた空間のなかで、年度ごとの児童数推計を注視しつつ、学校と協議しながら、必要に応じて対応してまいります。

校庭につきましては、環境への影響を考慮して人工芝は採用しておらず、ダスト舗装を基本としております。なお、一般のダスト舗装と比較して、埃の立ちづらい粒度調整型ダストにて整備していきます。

また、校庭に設置されている遊具につきましては、3年ごとに委託業者による点検を行っており、危険な状況等が確認された場合は、修繕や撤去・新設等の対応を行います。

なお、校庭の釘等の危険物につきましては、改築校を除く既存校について、令和5年8月から11月にかけて金属探知機による調査の上、除去しております。

なお、改修対象校の表記については、新年度の予算公表に先立ち、おしらせすることは難しく、大変申し訳ありません。いただきましたご要望につきましては、現地確認および学校とも協議を行い、必要に応じて設計等を行ってまいります。

<p><b>1-5 プールにおける熱中症対策、低体温対策など 【継続要望】</b></p>	
<p>熱中症対策として、プールの日よけについては継続して要望いたします。毎年、既存校での新たな庇の設置が難しい状況と回答をいただいておりますが、プールの授業は継続されている現状、簡易的なものでもよいので子どもの安全対策として早期の対応を望みます。</p> <p>また、炎天下プールサイドは、足裏やけどの危険があること、児童の見学は熱中症の危険があることなどこれらを考慮した対策をお願いいたします。</p> <p>プール開催については、熱中症予防の観点から酷暑を避け、時期を早めたり、延ばしたりするなどの配慮をお願いいたします。時期の検討と合わせて、引き続き温水シャワー設置を要望いたします。プール授業を早期に実施した際に、現在の外気温と水温の設定では体感温度と異なるため、冷たい水温に体温を奪われた身体に真水のシャワーでは、低体温症を引き起こす危険性を孕んでいます。</p> <p>環境設備にも配慮いただき、外部から見えるようになっていないかなど、いろいろな角度から、児童の安全を確保していただけるようお願いいたします。</p> <p>これらを解決するにあたり、昨年度、区からの中間報告がなされた「小学校プール施設のあり方の検討状況について（中間報告）」にも記載があるように、新たに民間施設の利用を提案いたします。民間温水プールを使用することにより、1年を通じて授業を気候や天候に左右されず、指導についても専任にお願いできるメリットがあり、維持費においても有効的であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日除け・屋根の設置、温水シャワーの導入、プールサイドへの耐熱マットの敷設、塗装の塗り直し（三軒茶屋、上北沢、砧、山野、喜多見、若林、旭、烏山北、給田、八幡山、烏山北、東深沢、砧南）</li> <li>・日除け・屋根の設置、温水シャワーの導入（代田、池之上、旭、駒沢）</li> <li>・プールの民間への委託（希望が丘）</li> <li>・プールの改築（烏山）</li> </ul>	<p>本年度、区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方（区HPページ番号：202775）を取りまとめ、プールの共同利用や暑熱対策等について考え方を示しています。</p> <p>昨今の猛暑や豪雨（雷）等の気候変動に伴い、水泳授業の計画的な実施が難しくなっているなか、実施可能なことから順次スピード感をもって対応を進めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">教育環境課</p>
<p><b>1-6 警備員の配置と児童の安全確保 【継続要望】</b></p>	
<p>昨今、不審者に関する案件が多発する中、保護者の心配する声が一段と高まっています。保護者も地域の方と協力をしながら子どもたちの登下校を中心に防犯パトロールを行っていますが、在校時間帯の安全を守るには、何よりも警備員の存在が大きいと考えます。専任警備員の常駐配置は予算的に難しいとご回答をいただきましたが、各校専任の警備員を児童在校時全時間帯に配置していただきたいと強い要望が出ています。</p> <p>また、警備員には通学路の危険箇所への配置を検討いただけますようお願いいたします。通学路の安全確保については、各地で痛ましい事故が発生している現状を鑑みると必須です。</p> <p>関係各所と連携して、スクールゾーンやガードレールの設置、通学時間帯の通行禁止措置、冬場の安全確保に関わる街路灯の設置など、通学路の安全確保対策を要望いたします。</p> <p>その他、門のオートロック化につきましてもご検討いただいておりますが、誰でも入れる状態であることには変わりありません。保護者用ICカード配布等、保護者証で解錠できるシステムのようなかたちで強化していただきますよう要望いたします。防犯カメラの設置要望の声も多くありますので、引き続きの早期の対策をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童在校時の警備増強（城山、旭、駒沢、桜丘、桜町、池之上、砧、明正、中丸、芦花、千歳台、船橋、武蔵丘、九品仏、祖師谷）</li> <li>・門のオートロック化（明正、代田、中丸）</li> <li>・登下校システムの整備（芦花）</li> <li>・防犯カメラの設置（等々力）</li> <li>・教室間と保健室の内線電話の設置（松沢）</li> <li>・児童在校時の警備増強・シルバー人材など派遣の検討（八幡山、千歳）</li> </ul>	<p>警備員の配置に関しましては、常駐配置のシミュレーションや必要経費の試算等を行ったところですが、限られた財源で多岐にわたる様々な課題に対応する必要があり、令和6年度も各校に警備員を常駐させることは難しい状況となっております。引き続き様々な安全対策との組み合わせの中で、安全な学校のあり方を関係各課と協議・検討してまいります。</p> <p style="text-align: center;">学校職員課</p> <p>昨今の不審者に関する事件の多発を考慮して、校門等のオートロック化につきましては、原則として各学校1か所ずつ、順次、電気錠を設置してまいります。</p> <p>また、防犯カメラにつきましては、基本的にはすべての学校に整備しておりますが、追加設置等、学校と協議の上、必要に応じて対応してまいります。</p> <p>なお、改修対象校の表記については、新年度の予算公表に先立ち、おしらせすることは難しく、大変申し訳ありません。いただきましたご要望につきましては、現地確認および学校とも協議を行い、必要に応じて設計等を行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">教育環境課</p> <p>警備員の通学路への配置については、現在、統合・改築などの特別な事情がある場合を除き、配置しておらず、また、全小学校通学路上への警備員配置には多額の予算が必要となるため、対応は難しい状況です。</p> <p>スクールゾーンやガードレール設置などの通学路安全対策については、定期的実施している通学路合同点検等でのPTA・学校からのご要望も踏まえ、引き続き警察・道路管理者等の関係機関と連携し通学路の安全確保に努めてまいります。</p> <p>そのほか、通学路上の防犯カメラ設置に関しては、すでに各校の学区域内に最低5台設置し、区内全域で410台設置しております。追加での設置については、各学校からの要望がある場合に予算措置を含めて検討してまいります。</p> <p style="text-align: center;">学校健康推進課</p> <p>子どもの安全確保は、学校を中心に保護者やPTA、地域等が連携して取組むことが重要であり、様々な安全対策との組み合わせの中で、引き続き安全な小学校の在り方を関係各課と協議・検討してまいります。</p> <p style="text-align: center;">教育総務課</p>

## 2. 学校教育の充実について

子どもの基礎学力向上を図るためには、学校による格差が生じないよう、児童の発達段階を考慮した基礎・基本の学習を正しく理解、習得できる教育の推進が大切であり、そのために以下のことを要望します。

要望事項	所管課	回答
<b>2-1 学校図書室の充実 【継続要望】</b>		
<p>ICT環境と並行し、活字として本を読むこと、「調べ方・学び方」の原点を身につける重要な場所と考えます。</p> <p>児童増加により縮小される学校図書も増えていますが、蔵書の充実、時代に沿った入れ替えを要望いたします。学校図書室の蔵書については、データベース化し開放していただくことで、保護者が子どもに読んでほしい本を勧めることが可能になります。ICT教育と並行して、電子書籍の導入の検討と、蔵書のデータベース化を推進していただけますようお願いいたします。</p>	教育指導課	<p>学校図書館は、児童・生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」の機能を持ち、学校教育の中核たる役割を果たすよう期待されています。このようなことから、蔵書の内容・入れ替え等については、予算の範囲内で、充実に努めてまいります。また、電子書籍についても司書業務委託事業者と調整しながら効果的な導入の仕方を検討してまいります。</p>
<b>2-2 指導体制、教科指導の充実 【継続要望】</b>		
<p>児童数が年々増加し1,000人規模の学校も増えつつあります。また、学習指導要領の実施により先生方の仕事量も増え、ICT教材など、多岐にわたる事務作業に追われています。</p> <p>スムーズな学級運営、きめ細やかな指導及び授業の充実、個別に対応が必要な児童の増加など、児童一人ひとりと向き合うためには、副担任制など数に余裕をもたせた教員の配置が必要であり、本年も教員数の見直しを継続して要望いたします。</p> <p>英語・理科・体育・家庭科は専門的知識や技術を伴う教科のため、学校差が生じないよう専科教員による指導が必要であり、それにより担任の学級運営の時間確保に繋がるのではないかと考えます。また、先生方の「働き方改革」実現には、学校包括支援員、学校生活サポーター、養護教諭の増員配置も必要と考えます。サポートを必要とする児童が増えるなど、教員の負荷が増えていると感じますので、教員自らの家庭を犠牲にすることにならないよう、に、危機意識をもった対策をお願いいたします。</p> <p>ただ、単純に数を増やす対策ではなく、質を確保し、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を遵守いただけますようお願いいたします。</p> <p>国の法改正により、段階的に全学年35人学級となりますが、低学年においては30人までの少人数学級の実施検討と、令和7年度の完了までの間にも子どもたちにきめ細やかな対応ができるよう、副担任・専科教員などの配置を考慮に入れた教員定数の引き上げを、引き続き東京都へ働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT支援員、英語専任教員、サポーター、包括支援員を含む全体的な教員の増員 (赤堤、池之上、駒繁、笹原、世田谷、船橋、経堂、武蔵丘、用賀、東深沢、弦巻、駒沢、桜、烏山、砧南、九品仏)</li> <li>・副担任制の実現(希望丘、世田谷、千歳台、城山、経堂、上北沢、山野)</li> <li>・土曜日授業の廃止・再検討(八幡山、中町、等々力)</li> <li>・教員の定員数増加(若林、弦巻、笹原)</li> <li>・事務アシスタントの増員(桜町)</li> <li>・包括支援員の増員・常態化(城山、塚戸)</li> </ul>	教育指導課 /学校職員課	<p>(教育指導課)</p> <p>副担任制や教科担任制の導入を含めた教員定数の見直しについては、区教育委員会として機会を捉えて都に要望を伝えてまいります。</p> <p>学校教育の現場は、学習指導・生徒指導に加え、給食指導や部活動の指導を行っているほか、調査・報告書の作成、PTAや地域との連携、通学路の安全確保や補導業務への対応など、様々な業務を担っています。学校や教員の熱心な取り組みや大きな負担の上で、子どもに関する諸課題に対応してきましたが、学校の抱える課題が膨れ上がる中、従来の固定化された献身的教員像を前提とした学校の組織体制では、質の高い学校教育を持続させることは困難となっています。</p> <p>このような状況から、区では、教員が十分な教材研究や授業改善等を行え、子どもたちとしっかりと向き合える時間が確保できるよう学校の体制を整備し、教員を支援するとともに、教育DXの更なる推進等により教員の負担軽減や学校における働き方改革に取り組んでまいります。</p> <p>(学校職員課)事務アシスタント</p> <p>学校の事務室における事務職員の配置体制は、都の事務職員1名の配置に加え、学校規模に応じて、区の正規職員もしくは、事務アシスタントの配置をしております。</p> <p>さらに、大規模校には、職員負担軽減の観点から、学校の要望に応じて事務アシスタントを配置させていただいております。引き続き、大規模校には、区の正規職員に加えて、事務アシスタントを配置してまいります。</p>

<p><b>2-3 英語教育強化 【継続要望】</b></p>		
<p>新しい学習指導要領が実施され、英語専科教員、外国語指導補助（ALT）、英語活動支援員などが不足している状況です。特に、ネイティブな発音に触れるための外国語指導補助（ALT）は、低学年だけの指導ではなく、全学年を通して配置を願う声が多くあります。</p> <p>英語教育の拡充として、授業時間の増加、レベル分けをした少人数単位での実施により理解度を高め、内容の充実を要望いたします。</p> <p>専科教員につきましては、配置及び増員を東京都に働きかけていただくことをお願いするとともに、ネイティブ教員、英語活動支援員につきましては、さらなる増員を検討し、常勤いただけますようお願いいたします。</p> <p>ICT教材の活用とともに、英語教育強化を継続して要望するとともに、英語教育強化だけではなく、共に世界の言語も紹介し、言葉を楽しめるような教育を実施していただくことを合わせて要望いたします。</p> <p>・英語教育強化、少人数制（赤堤）</p>	<p>教育指導課</p>	<p>区では、国際的な視野を広め、国際理解を深める教育を推進するため、外国人英語教育指導補助員（ALT）の配置や英語活動支援員の派遣、英語体験出張教室を実施することにより各小・中学校の英語教育の推進に取り組みます。また、個に応じた学習支援として、児童・生徒の確かな学力の定着を図るため、個に応じた、きめ細かい指導の充実にも取り組んでまいります。</p> <p>なお、英語専科教員の配置につきましては、都の配当基準によって22学級以上の希望する小学校に英語専科教員の加配が配当されています。21学級以下の学校については、国や都の動向を注視しつつ、区教育委員会として機会をとらえて要望を伝えてまいります。</p> <p>●令和5年度英語専科教員の加配校（22学級以上かつ希望のある小学校）は、桜小、桜丘小、松沢小、松原小、経堂小、弦巻小、松丘小、玉川小、東深沢小、桜町小、瀬田小、等々力小、塚戸小、明正小、烏山北小、芦花小、船橋小、砧南小、給田小、山野小及び千歳小の計21校です。</p>
<p><b>2-4 スクールカウンセラーの勤務日の増加 【継続要望】</b></p>		
<p>今や学校になくはならない存在であるスクールカウンセラー制度ですが、不規則な勤務体制や非常勤ということもあり、子どもや保護者から「相談したいときにタイミングが合わない」、「カウンセラーとの信頼関係が築きにくい」、「うまく連携が取れない」、など時間・日数・信頼関係の構築に関する声が多く寄せられています。常勤の検討、及び平日に相談時間のとれない保護者も多くいるため、土曜の登校日にも対応できるよう強く要望いたします。</p> <p>また小・中学校（学び舎）での連携を強め、密な情報交換をしていただくことにより安心して進学できると考えています。養護教諭との連携も含め、心の保健室としていつでも相談できる環境を整えていただけるよう、スクールカウンセラーの常勤を引き続き要望します。</p> <p>さらには、いじめや暴力行為などの問題行動の防止や早期発見・早期解決につながるよう、世田谷区の対策である【世田谷区いじめ防止等対策連絡会】が定着・機能し、連携していくことをあわせ要望します。</p> <p>・スクールカウンセラー対応時間の拡大・常駐（中里、桜丘、用賀、東深沢）</p>	<p>教育相談課</p>	<p>スクールカウンセラーが学級担任や管理職、養護教諭とも相互に協力し、校外外における連携の中で専門的な役割を果たすため、効果的な研修を実施するなどさらなる資質の向上を図ってまいります。また学び舎での連携につきましては、スクールカウンセラーの検討会や研修の場を利用して情報共有を図っております。今後も引き続き連携の強化に向け取り組んでまいります。</p> <p>スクールカウンセラーの常勤化や土曜勤務などのご要望につきましては、今後の人員体制を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>いじめなどの問題行動の対応につきましては、教育委員会及び各小・中学校の「いじめ防止基本方針」（区HPページ番号：132938）に基づく取り組みやいじめ防止等対策連絡会による各機関の連携を進めてまいります。</p> <p>また、心理士や弁護士、校長経験のある職員や指導主事をメンバーとする教育支援チームを効果的に活用し、いじめ問題の早期解決に向けて、学校を支援してまいります。</p>

### 3. 特別支援教育に関する充実について

特別支援教育推進にあたり、配慮を要する児童の学校生活と地域生活支援の充実を図るため、以下を要望します。

要望事項	所管課	回答
<b>3-1 特別支援学級の設置校の増設 【継続要望】</b>		
<p>&lt;特別支援教室&gt; 保護者への周知として、新1年生の全保護者にリーフレットを配布いただき、ありがとうございます。しかし、周知不足の声は多く、さらなる周知徹底をお願いいたします。</p> <p>支援を必要とする児童が多岐にわたるため、未だ各校からの要望も様々あります。各校内に設置されたことにより支援を希望する児童が増え、場所・指導者が不足しています。</p> <p>支援員やスクールサポーターへの予算は減らすことなく、必要な支援を当たり前に行うことができるよう改善を望みます。</p> <p>また、子どもたちが落ち着いて授業を受けられる環境作りのため、期限を撤廃し継続して支援いただけるような仕組みを作っていただくことを要望いたします。</p> <p>&lt;特別支援学級&gt; 区全体の児童数の増加により配置場所や配置スペースの確保は難しい状況ですが、特別支援学級の場所・指導者の増床・増員を求める声が多くあります。</p> <p>世田谷区で推進している「特別支援教育と教育相談体制の強化」をさらに充実させるためにも、現在、近隣に特別支援学級がなく遠方に通級している子どもや保護者の負担を軽減し、自分が生活する地域の方に見守られながら、学び舎単位で連携した教育を受け自立していけるよう、特別支援学級の全校への設置、もしくは設置校の増設を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級設置校の拡充（経堂）</li> <li>・不登校への対応、別室登校（松丘）</li> <li>・拠点校の増設、教員の増員（砧）</li> </ul>	<p>支援教育課</p>	<p>&lt;特別支援教室&gt; 教育委員会では発達障害等の児童に対する支援を充実するため、全小学校に「特別支援教室」を設置しています。保護者の皆様への周知は重要であるため、引き続き学校を通じて新1年生の全保護者にリーフレットを配付するほか、区ホームページなどを活用し、今後も理解促進に努めてまいります。</p> <p>利用児童数の増加等を踏まえた対応についても各校の要望を把握し、関係所管課とも連携しながら、教室環境や指導体制の整備に取り組んでまいります。</p> <p>ガイドラインの改訂に伴い、都より、原則の指導期間についての考え方が示されており、一年毎に支援継続の必要性を検討し、支援を必要とする児童に対しては、指導の期間を延長することができるようにしています。</p> <p>今後も東京都の動向を注視しながら、必要に応じて要望をあげてまいります。</p> <p>&lt;特別支援学級&gt; 特別支援学級を希望する児童数の増加や35人学級への対応により、いずれの学校も余裕教室がなく、配置場所やスペースの確保など、特別支援学級の設置にあたっては難しい状況にございますが、対象児童数の推移を見極めつつ、今後の特別支援学級に入級する児童の状況や障害の種別、地域的なバランス、学級の規模などにも配慮しながら、「世田谷区小・中学校特別支援学級等整備計画」（区HPページ番号：197456）に基づき、改修や改築の機会を捉えながら特別支援学級の計画的な整備に努めてまいります。</p> <p>なお令和6年度は、知的障害特別支援学級2校（玉堤小・塚戸小）、自閉症・情緒障害特別支援学級1校（池之上小）、令和7年度には知的障害特別支援学級1校（瀬田小）を開校いたします。</p>
<b>3-2 通常学級での学校支援員の増員など、人的支援の充実 【継続要望】</b>		
<p>通常学級において、「担任1人では、配慮が必要な子どもへの対応に限界がある」、「もっと通常学級に専門の知識を持った補助の支援員を増員してほしい」、という声はまだ多く寄せられているのが現状です。</p> <p>保護者や地域の方から支援ボランティアを募集し、サポート体制を補強している学校も一部にはありますが、引き続き、低学年の早期から、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた人的支援体制の充実を要望します。これらは、区内で対応の格差が出ないような対策が必要です。支援、配慮が必要な児童について情報共有する機会を設けるなどをして、受入体制を整備いただけるようお願いいたします。</p> <p>また、通常学級教諭への専門知識の教育、養護教諭、スクールカウンセラーとの連携強化も引き続き望みます。</p> <p>学校への問い合わせについては、電話対応スクールサポートスタッフの増員や音声ガイドダンスの設置を検討し、教員の負担がないような体制を整えることを要望いたします。</p>	<p>教育指導課 / 学校職員課 / 支援教育課</p>	<p>（教育指導課）学校包括支援員 通常の学級における配慮を要する児童・生徒を支援する学校包括支援員については、平成28年度に全小・中学校に1人を配置し、平成30年度には5人を増員して大規模小学校5校に複数名の配置を実現しました。また、令和4年度には、大規模中学校3校への複数名配置を行いました。</p> <p>また、学校包括支援員とは異なりますが、学校全体での対応では支援が不足し、安全面の確保が困難な場合は、支援教育課にて学校生活サポーター（有償ボランティア）を配置しています。支援体制の更なる充実の必要性は認識しており、厳しい財政状況の中ではありますが、引き続き必要な人員数の確保に努めてまいります。また、教員の専門性を高める研修や校内での情報共有等により、子どもの学びを支援してまいります。</p> <p>●令和5年度学校包括支援員の加配校（大規模小・中学校）は、桜丘小、松丘小、山野小、芦花小、砧南小、桜丘中、千歳中、船橋希望中です。</p> <p>（学校職員課）スクール・サポート・スタッフ スクール・サポート・スタッフは東京都の配置支援事業であり、これまで、必要に応じて人員拡充をしてまいりました。引き続き、人員拡充に向けた協議を東京都と行ってまいります。</p>
<b>3-3 「共に学び合う」環境づくりへ 【継続要望】</b>		
<p>将来社会の一員となる子どもたちが、小学校の年代からさまざまな人と出会い、助け合い、学び合うことを経験することは、人格形成上、極めて有用なものと考えます。</p> <p>世田谷区においては「第2次世田谷区教育ビジョン」及び「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」において、「インクルーシブ教育システムの構築」、「共生社会の形成に向けた教育環境づくり」等が提言されております。計画の継続的な推進を引き続きお願いいたします。</p>	<p>支援教育課</p>	<p>誰もが互いに人格と個性を尊重し、支えあい、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会を実現するためには、子どもたちから多様な人と触れ合う経験を積み重ねることが大切であると考えております。今後も計画に基づき、「インクルーシブ教育の推進」「共生社会の形成に向けた教育環境づくり」に取り組んでまいります。</p>



#### 4. 新BOP/学童について

要望事項	所管課	回答
<p>新BOPにおいては、児童数増加により、学童利用者数も増加しており、人数に応じた活動場所の確保、拡充、見直しを早急にお願いたします。つきましては、指導員が必要となりますので増員をお願いいたします。施設については、トイレやWi-Fiなどの環境改善についても検討をお願いいたします。</p> <p>新BOPの学童利用については、保護者の事情を考慮していただき、6年生までの受入拡大、土曜日や夏季休暇時などの利用、休業時の受入時間を学校登校時間と合わせることを要望いたします。</p> <p>また、休業時の食事については、弁当持参となりますが、食中毒対策として冷蔵可能な保管場所の確保を要望いたします。仕出し弁当については、一部の学校で利用が始まっておりますが、すべての学校において希望者が利用できるよう、引き続き整備をお願いいたします。</p> <p>その他、児童館の設置、「せたがや外あそびプロジェクト」の継続的な推進もお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休暇期間中の仕出し弁当注文体制、BOPの弁当持参（千歳）</li> <li>・BOP指導員の増員（松沢、世田谷、用賀）</li> </ul>	<p>地域学校連携課 ／ 子ども・若者部 児童課</p>	<p>&lt;新BOPについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童数の増加に伴う活動スペースの確保について、学校と連携し施設の更なる活用に向け、活動場所の確保整備など検討してまいります。</li> <li>・人材の確保については、引き続き指導員（会計年度職員）の募集に力を入れるとともに、令和5年8月からは人材派遣会社による労働者派遣による配置を行っています。</li> <li>・トイレ等環境改善については、改善が必要などころから順次進められるよう検討してまいります。</li> <li>・Wi-Fiについては、新BOPへのルーターの設置を、現在、検討しています。</li> </ul> <p>&lt;新BOP学童クラブについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新BOP学童クラブの利用時間は、令和5年度より全所で、午後7時までの実施時間延長事業を開始しました。学校休業日は、従前どおり、午前8時15分からの利用としています。</li> <li>・また、配慮を要する児童については、6年生までの学童利用を可能としております。</li> <li>・長期休業期間中のデリバリー弁当の対応については、令和5年度冬休みから、区が選定した事業者を導入し、16校で実施しています。今後も、保護者のご要望に基づき、実施可能な準備が整った新BOPから導入を進めてまいります。</li> </ul> <p>&lt;児童館等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館の設置については、令和4年度に策定した整備計画で、まちづくりセンター管内の28地区全てに児童館を整備することとしており、現在、未整備地区である8地区の整備を進めているところです。</li> <li>・外遊びについては、令和6年度中に砧地域へのプレーパーク設置を予定しているなど、一層の推進に向けて引き続き取り組んでまいります。</li> </ul>

#### 5. 通学路・学区の見直しについて

要望事項	所管課	回答
<p>区内のマンションの新設や小田急線の高架化などにより、住環境・通学経路が変化し、通学路や学区の見直しを求める声が寄せられています。</p> <p>上記2点の観点から、学区の見直しのご検討を引き続きよろしくお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学区の見直し（給田）</li> </ul>	<p>学校健康推進課</p> <p>学務課</p>	<p>通学路の見直しに関しては、利用する児童の増減や住環境・通学経路の変化に合わせて、学校やPTAと調整し、地域の警察署の意見を踏まえ、引き続き適切に対応してまいります。</p> <p>通学区域は、教育環境の向上、通学等の安全確保、地域コミュニティの状況など、総合的判断から設定されており、これまでも学校の大規模化等の課題に対し、通学区域のあり方について検討を行ってまいりました。今後も学校の統合や大規模化等の課題の検討の際に、「学び舎」における小・中学校の連携・協力の強化の観点も踏まえ、学区の見直しを引き続き行ってまいります。</p>

#### 6. その他

要望事項	所管課	回答
<p>学校には、自由な発想で子どもたちの生活環境を改善いただくようお願いいたします。</p> <p>例えば、ランドセルで登校しなければいけないなど、暗黙のまルールになっているものを各学校のニーズに対応いただける仕組みを作っていただけるようお願いいたします。</p> <p>生活環境ということでは、コロナ禍において子どもの運動能力が低下しているとの声が上がっております。また、コロナ禍からコミュニケーションを図ることが少なくなっておりますので、学び舎の連携の再構築やその他周辺の学校との連携などをご検討いただけますようお願いいたします。</p> <p>環境面においては、今夏における猛暑が今後も続くことが懸念されますので熱中症対策や気象の変化による大雨など災害に対する対策、そうした気候変動に対応する設備などの対策が必要と考えますのでご対応のほどよろしくお願いいたします。特に熱中症対策については1-5のプールにおける熱中症対策だけではなく、運動会など屋外活動における熱中症対策についてご検討いただけるようお願いいたします。</p> <p>最後に、昨年度PTAでのすぐる活用についてお願いをいたしました。各小学校で温度差がありますので、引き続きPTAで活用できるような方策をご検討いただけますようお願いいたします。</p>	<p>学務課</p> <p>教育環境課</p> <p>教育研究・ICT推進課</p>	<p>テントに関連し、物品の購入、または物品のレンタルにかかる予算については、各学校からの予算配分調査の回答を基に予算要求し、各学校では配当された予算を計画的に執行しているところです。また、一般的な予算とは別に「暑熱対策用品購入費」として、各学校の状況に応じた暑熱対策物品を購入できる予算を令和6年度にも見込んでいます。</p> <p>校舎・体育館の暑熱対策、プールの暑熱対策については、1-4、1-5のとおりです。</p> <p>屋外活動における暑熱対策につきましては、財政状況を踏まえ、必要に応じて学校と協議の上、でき得る対策を講じてまいります。</p> <p>PTAでのすぐる活用については、頂いているお話のとおり、各学校のPTAや役員の方々ごとに温度差がありうると認識しています。機能自体は存在しており、ご利用は可能ですが、各PTA内における個人情報の管理面や「すぐる」担当になった方のご負担の問題、また、想定外の問題が起きた時の責任の所在等が整理できないため、現在は学校専用とさせて頂いております。</p>